

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(小淵茂昭君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は14名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(小淵茂昭君) まず初めに、1番 小林民夫君より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

1番 小林民夫君、登壇。

(1番 小林民夫君登壇)

1番(小林民夫君) 1番 小林民夫です。

貴重な時間をいただき、申しわけありません。

私の、6月8日の一般質問における発言中、皆様方に大変誤解を招くような言辞を用いてしまいました。今後このようなことがないように十分注意したいと思いますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長(小淵茂昭君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、6月13日の議会運営委員会に町側から1件、議会側から8件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

1 議案第37号 山ノ内町個人番号の利用に関する条例の制定について

議長(小淵茂昭君) 日程第1 議案第37号 山ノ内町個人番号の利用に関する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月8日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

西総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇)

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

付託されました案件につきまして、審査の報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成28年6月15日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

総務産業常任委員長 西 宗 亮

1. 委員会開催月日 平成28年6月9日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審 査 議 案

議案第37号 山ノ内町個人番号の利用に関する条例の制定について

(以上1件 平成28年6月8日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第37号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査過程につきまして、若干ご説明、ご報告をさせていただきます。

議案第37号の山ノ内町個人番号の利用に関する条例の制定については、いわゆる番号法の第9条の規定に基づくもので、より厳格な運用のため利用範囲を限定して、そして地方公共団体が定める条例に委託されることから、当町においても適切な運用、利用を期するために条例を制定するものであります。

番号法で定められている利用の範囲の関係から、社会文教常任委員会と十分時間をかけて連合審査を行いました。情報漏れや中央のシステムへのサイバー攻撃などには、厳格な対応が必要であるというような意見もございました。この件に関しましては、地方自治体の運用、利用に関する条例の制定ということでもございます。そういうふうなこともあり、十分時間をかけて慎重に審査をした結果、法律に基づくものであることから問題ないものと判断して、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（小淵茂昭君） これより委員長報告に対し質疑を行います。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

今回、連合審査ということで、質疑のところまではご一緒させていただきましたけれども、その後、法律は条例に委任し、また条例は施行規則に委任するというところで、独自利用事務については規則で定める形になっておりますが、規則というのは議決が要らないというようなことなんですが、それについて、採決に当たってそれに不安とか議論はあったでしょうか。

議長（小淵茂昭君） 西総務産業常任委員長。

総務産業常任委員長（西 宗亮君） その点につきましても、話はございましたけれども、いずれにしても、細部につきましては規則で定めて運用していくということであって、とりわけ異論その他は出ませんでした。

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、総務産業常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

(10番 渡辺正男君登壇)

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

議案第37号 山ノ内町個人番号の利用に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

個人番号は、強力な個人識別機能を有することから、いわゆる番号法では、個人番号の利用範囲を別表第1の事務（番号法第9条第1項）に限定し、特定個人情報の提供に関しては、原則禁止した上で、番号法第19条各号に該当する場合に限り、例外的に許可しています。

また、番号法は、地方公共団体が定める条例に委任しており、個人番号を地方公共団体の独自の事務に利用する場合や、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合は、その旨を条例に規定する必要があります。

当町においても、29年度7月の他の行政機関等との個人番号利用の情報の照会、提供の情報連携の本格運用開始に向け、適正な運用を期して条例制定を行うというものです。

番号法第9条第1項において、別表第1表に掲げられている事務を法定利用事務と呼びます。これに対し、同条第2項では、福祉、保健、もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に類する事務であって、条例で定めるものの処理に個人番号が利用できる旨が規定されています。これを独自利用事務と呼びます。

今回の条例制定は、独自利用事務について規定し、他の行政機関等への情報提供における、法定利用事務間の連携や、独自利用事務の庁内連携を可能とする旨を規定しています。

私が、この条例案に反対する理由は4点あります。

まず1点目は、この条例の施行に関し、具体的な内容などの事務に関して必要な事項は、規則に委任するという内容になっている点です。連合審査の中で、その条例施行規則が資料として示されました。独自利用事務については11項目が挙げられています。問題は、規則であることから、議会議決を要せずに各項目が幾らでもふやせることです。

国は、個人番号の利用の拡大を目指しており、国による法定利用事務が拡大すれば、連動して、自治体の独自利用事務の可能性も拡大することになります。国は、番号法の施行を待たずに、昨年9月には預貯金口座、予防接種、メタボ健診などの情報と、個人番号を結びつけるよう法律改正を行いました。

2点目は、情報流出への懸念です。

マイナンバー制度は、これまで稼働してきた住民基本台帳ネットワークシステムと比べても、扱われる情報が桁違いに拡大されます。マイナンバーを利用した個人情報の情報連携は、社会保障、税務、災害対策の3分野、98行政業務が最初から規定されているほか、条例で定めれば、さらに連携できる業務がふえます。もし、情報が流出したら、その被害は、住基ネットと比べても格段に増します。人間がシステムをつくり運用している以上、ヒューマンエラーは絶対に防げません。

日本経済新聞が、全国770自治体の首長を対象に実施した調査では、マイナンバーのセキュリティ対策が万全と回答した自治体は2割にとどまり、対策に不安とやや不安が7割近く、

日本年金機構や長野県上田市など、公的機関へのサイバー攻撃が相次いだこともあり、不安を抱える自治体は多い。さらに、都道府県の6割弱は、過去にサイバー攻撃を受けていたことが判明。財務省は、自治体情報システム強靱性向上モデルの構築と、都道府県を中心とした情報セキュリティクラウドの創設を掲げ、サイバー対策強化を急いでいるが、調査では人材不足を訴える声も多く、システム改修などに必要な国の財政支援を求める首長は、8割に達した。17年7月からは、マイナンバーを使った自治体間や政府との情報連携が始まる予定で、対応がおくれれば、日本の自治体を攻撃対象とし始めた世界のハッカーの餌食になりかねない、日経新聞はこう指摘しております。

また、個人情報流出の経路として最も危惧されるのが、マイナポータルからの流出です。ICカードとパスワードがあれば、特定の個人のありとあらゆる情報を一覧できるのですから、プライバシーは一気に丸裸にされます。そのときに、自治体によって連携される情報が多ければ多いほど、情報の価値は高まり、攻撃もされやすくなります。

アメリカでは、勝手に自分名義のクレジットカードがつくられて、莫大な金額が請求されたり、身に覚えのない医療サービスの請求が届いたりする例もあり、2014年度には、1,200万人以上がなりすまし詐欺の被害に遭い、その被害額は約7,000億円に上るといいます。

3点目は、国家による個人情報の集積を許してよいのかという問題です。

日本国憲法第13条は、個人の尊重をうたい、プライバシー権を認めています。情報連携による自治体業務の効率性向上のために、憲法で保障された基本的人権を侵害してもよいはずがありません。昨年法の改正によって、国民の預貯金や特定健診、予防接種の履歴など、情報連携項目が加えられ、国民の不安はさらに高まっています。政府は、こういった情報連携について、所得や資産の正確な把握を行い、公正な社会保障給付を実現するためなどと言っていますが、事業所得やタックスヘイブンなどの海外へ移転した資産は把握できないなど、政府の狙いは破綻しています。

また、財務省は、医療にかかわる情報共有を推進することで、医療機関を頻繁に受診する人や健診の受診率が低い人などを明らかにし、それらの人の保険料負担を重くする傾斜保険料の導入を主張するなど、健康づくりを怠った者にペナルティーを与えるという、公正な給付の名のもとでの社会保障を切り捨てる狙いをあけすけに語っています。憲法に違反する国家による情報集積を、社会保障という憲法で保障された国民の権利を切り捨てる方向で活用するなど、断じて許せません。

世界では、アメリカや韓国のように、共通番号の見直しに動いていたり、ドイツやフランス、イギリスでは、プライバシーを重視する立場から、共通番号制度の導入そのものを諦めていたりします。また、マイナンバー制度では、警察への情報提供の道が公然と開かれました。現在も、警察や自衛隊情報保全隊などの公的機関による個人情報の集積、国民監視が行われていることは、周知の事実です。その中では、身元、思想調査まがいの情報をリスト化していたことも明らかになっています。マイナンバー制度で連携される情報には、個人の機微に触れる情報

が多々あります。警察などによる情報集積で、これまで以上の監視国家化もあり得ます。

4点目は、コストの問題です。

マイナンバー制度の導入には、イニシャルコストとして3,000億円以上、毎年の維持管理費も300億円に上るなど、巨額の経費が投じられるにもかかわらず、住民に対しては、支出に見合う便益は示されていません。

住民の負担軽減で示されているのは、せいぜい一生のうちに何回行ってもわからないような行政手続の際に、添付書類が削減できるといった程度のもので、そうした費用対効果も明示できないような制度に自治体を巻き込むことは許されません。

世論調査でも、国による個人情報の管理について、信頼すると答えた人はわずか17%にすぎません。

以上のように、マイナンバー制度には数多くの問題点があります。本条例案は、多くの国民が不安視する、この問題だらけのマイナンバー制度の導入を積極的に進めようとするものであり、とても賛成することはできません。

最後に、国に対して、このマイナンバー制度の実施中止を強く求め、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 次に、総務産業常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。
ありませんか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第37号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（小淵茂昭君） 起立12名です。

したがって、議案第37号 山ノ内町個人番号の利用に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

2 議案第38号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（小淵茂昭君） 日程第2 議案第38号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月8日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇）

社会文教常任委員長（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

常任委員会審査報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成28年6月15日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

社会文教常任委員長 渡 辺 正 男

1. 委員会開催月日 平成28年6月9日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第38号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 平成28年6月8日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第38号

原案のとおり可決すべきものと決定

審査の過程について、若干補足をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、マイナンバー制度の導入に当たって、住民基本台帳のネットワークシステムの住基カード、これが新たな更新ができなくなるということで、これからはマイナンバーの個人番号カードに変わられるということであります。

したがって、この住基カードの手数料を定めたこの条例の部分について削除するという改正であります。

常任委員会の中では、いろいろマイナンバーカードについての議論もありました。新たな更新ができないのでは仕方がないのではないかというような話。それから、マイナンバーカードがどのくらい普及しているのかというようなやりとりもありました。これは、5月末現在で745の申請があり、5月末までに本人に渡ったのが371枚ということで、全体の2.8%という実績であるという報告も受けました。委員会の採決の中で、全員の賛成で可決すべきものと決定をさせていただきました。

以上です。

議長（小淵茂昭君） これより委員長報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第38号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

3 議案第39号 金融機関の指定について

議長(小淵茂昭君) 日程第3 議案第39号 金融機関の指定についてを上程し、議題とします。
提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第39号 金融機関の指定についてご提案申し上げます。

本案は、現在、町の指定金融機関であります志賀高原農業協同組合が、9月1日に、ながの農業協同組合等5農協で合併することに伴い、業務を承継するながの農業協同組合を新たに金融機関として指定するものでございます。

細部につきましては、会計室長に説明させます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(小淵茂昭君) 補足の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者(山崎和彦君) [議案に基づく補足説明]

議長(小淵茂昭君) 質疑を行います。

8番 高田佳久君。

8番(高田佳久君) 8番 高田佳久。

今回、9月1日にJA5農協を合併して業務の承継をするということなんですが、それに伴う指定ということなんですが、まず、収納及び支払いの事務の一部を取り扱う指定代理金融機関と、収納の事務の一部を取り扱う収納代理金融機関、これは、町ではどこになっていて、今回の件での変更等の状況があるのかないのかお聞かせください。

議長(小淵茂昭君) 会計管理者。

会計管理者(山崎和彦君) お答えいたします。

先ほど、地方自治法施行令ということで申し上げました。そちらに指定金融機関と、今質問ございました指定代理、収納代理の金融機関についての規定もございまして、指定代理金融機関というのは、町が指定する金融機関と契約をして、指定金融機関が取り扱う収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせるという金融機関です。こちらについては、現在、八十二銀行、信金、県組、それぞれの山ノ内支店が指定代理金融機関になっています。

それから、収納代理といたしまして、収納の事務の一部を行わせる金融機関、これも指定金融機関が契約をした上で行っていただいているんですが、こちらはゆうちょ銀行の関係、こちらが収納代理金融機関になっております。

こちらの指定代理、指定代理金融機関と収納代理金融機関については、今回の合併後も、変わらず引き続きお願いする予定です。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（小淵茂昭君） 起立全員であります。

したがって、多数です。議案第39号 金融機関の指定については、原案のとおり可決されました。

4 陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情

5 陳情第5号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情

議長（小淵茂昭君） 日程第4 陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情及び日程第5 陳情第5号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情について、以上、2件の陳情を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月2日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括審査の報告を求めることにします。

西総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇）

総務産業常任委員長（西 宗亮君） 5番 西宗亮。

それでは、陳情審査の報告を申し上げます。

まず、陳情第4号につきましてでございます。

平成28年6月15日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

総務産業常任委員長 西 宗 亮

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受 理 番 号 第4号
 2. 受理年月日 平成28年5月19日
 3. 件 名
(陳情第4号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情
陳 情 者 中野市三好町1-1-19
中高地区労働組合連合会
議長 畔上稔男
 4. 付託年月日 平成28年6月2日
 5. 審 査 結 果 採択すべきものと決定
- 続きまして、陳情第5号につきましてご報告申し上げます。

平成28年6月15日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

総務産業常任委員長 西 宗 亮

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受 理 番 号 第5号
2. 受理年月日 平成28年5月19日
3. 件 名
(陳情第5号) 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情
陳 情 者 中野市三好町1-1-19
中高地区労働組合連合会
議長 畔上稔男
4. 付託年月日 平成28年6月2日
5. 審 査 結 果 不採択とすべきものと決定

それでは、審査経過につきまして、若干ご説明をさせていただきます。

まず、陳情4号につきましては、平成26年、それから平成27年にも同様の陳情がございました。

それぞれの6月議会において採択されております。今回の陳情まで前回から1年の間に社会状況の変化もありましたが、陳情の趣旨に変わりはありません。しかし、中小企業だけ特化しているのはいかがか。また、最低賃金をすぐ一挙に1,000円というのも問題ではないかなどの意見もあり、採択すべきものというふうにした委員が3名でございました。

したがって、可否3対3の同数となりましたので、委員長裁決により採択すべきものとしたしました。

次に、陳情第5号の審査結果について申し上げます。

陳情第5号の公契約条例は、審査当日現在、全国で15の市のみが条例化されており、長野県下では、19市町村で検討中、近隣町村では、考えていないというところもございます。長野県におきましては、平成26年に理念的な条例として、長野県契約に関する条例を制定されているというような状況にとどまっております。

公契約条例は、地方公共団体が民間企業やNPOなどに、公共工事、物品の購入のほか、業務を委託するときに結ぶ契約のことであり、最低賃金などが盛り込まれるものでありますが、当町における公共工事は指名競争入札であり、現場から不満の声は承知されておられません。また、現状での問題は考えにくく、あわせて早急な対応の必要性も感じられないとの判断により、全会一致で不採択すべきものとしたしました。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（小淵茂昭君） これより委員長報告に対し一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、陳情ごとに討論、採決を行います。

陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情については、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第5号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第5号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起立なし)

議長(小淵茂昭君) 起立ゼロであります。

したがって、陳情第5号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情については、総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

6 要望第1号 ゆみち遊歩道の融雪についての要望

議長(小淵茂昭君) 日程第6 要望第1号 ゆみち遊歩道の融雪についての要望を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月2日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありましたが、お手元に配付してあります申出書のとおり、総務産業常任委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。要望第1号について、総務産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、要望第1号 ゆみち遊歩道の融雪についての要望については、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

7 発委第3号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

議長(小淵茂昭君) 日程第7 発委第3号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇)

総務産業常任委員長（西 宗亮君） 5番 西宗亮。

ただいまは、本陳情の採択に当たりましてご賛同をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、陳情第4号に基づく意見書を読み上げさせていただきます。

発委第3号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成28年6月15日 提出

総務産業常任委員長 西 宗 亮

平成28年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 小 湊 茂 昭

この意見書につきましては、陳情で上がってまいりました意見書案を、当委員会で十分協議いたしました。先ほど申し上げましたように、26年、27年というふうに連続で同様の陳情が出てきて、その都度審議をし、採択をいただき、意見書を送らせていただいております。

今回も、1年の流れの中で若干の状況の変化等がございまして、それがゆえに表現や何やらも違ってきているというところもございましたけれども、そこら辺も精査をいたしまして、若干修正をいたしましたが、陳情の趣旨に全く変わりはありません。

そんなことで、この意見書を提出したいというふうに思います。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

（発言する者あり）

総務産業常任委員長（西 宗亮君） 大変失礼いたしました。本文をまだ読んでおりませんでした。

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキングプアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理論的には正しい。

2015年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給907円、長野県では746円、最も低い地方では693円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円では、まともな暮らしはできない。

安倍首相は、昨年11月の経済財政諮問会議で「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認めた。しかし、2010年の雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「政労使合意」が成立している。「毎年3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格

差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバルスタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。“最低賃金1,000円以上”は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が普通である。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。そのために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じて最低賃金引き上げを支えている。日本でも、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、下請け単価、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 政府は、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を実現すること。
4. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月 日

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
中央最低賃金審議会会長様

長野県山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭

以上でございます。

大変失礼をいたしました。

議長（小淵茂昭君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

8 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

9 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

10 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（小淵茂昭君） 日程第8から日程第11までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（小淵茂昭君） 以上4件につきましては、お手元に配付してあります申し出のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、4案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（小淵茂昭君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（小淵茂昭君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、6月2日開会以来、本日までの14日間にわたる会期でありましたが、一般会計補正予算を初め、特別会計等補正予算、条例の制定、一部改正、契約案件のほか、専決処分など全ての案件について慎重審議をいただきました。

また、3日間にわたる一般質問では、12名の議員が登壇され、産業振興や防災、福祉や教育問題などさまざまな課題に対し、活発な論戦を展開いただきました。一般質問につきましては、本定例会冒頭やこれまでも再三申し上げてまいりましたが、不穏当、不適当な言葉遣いは禁止されておりますし、要望、お願いや御礼の言葉といった不適切な表現は、厳に慎むべきものがあります。十分ご注意をいただきたいと思います。

また、他の発言と違って通告制が採用されております。この意味も十分理解され、より内容の充実した、効果のある質問を展開していただきますようお願いをいたします。

議員各位、そして理事者、管理職各位には、円滑なる議会運営に格別なご協力を賜り、本日

閉会を迎えられましたことに、厚く御礼を申し上げます。今期定例会を通じて、一般質問や委員会などで出されました意見、提言につきましては、今後の町政執行に際しまして、十分反映されますよう要望する次第であります。

また、本定例会中、管内視察にも精力的にお取り組みをいただきました。その成果につきましては、今後の議会活動を通じ、町政発展に生かされますようお願い申し上げます。

結びに、これから夏本番です。いよいよ暑さも厳しくなっています。議員各位、理事者、管理職各位におかれましては、健康には十分ご留意いただき、ますますのご活躍とご多幸をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（小淵茂昭君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成28年第2回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

なお、いろいろあり、長くなりますが、ご容赦いただきたいと思えます。

本議会定例会は、6月2日から14日間の会期中、各常任委員会の管内視察を初め、3日間の一般質問では、防災行政、産業振興、地域振興、福祉や教育行政などを中心に、活発なご議論をいただきました。

また、提案いたしました全ての案件につきましては、原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

6月4日、青空のもと、東小学校、南小学校では、ご家庭や地域の皆さんのご参加のもと、運動会が開催され、子供たちが笑顔で友達とともに競技を楽しんだり、応援の大歓声でグラウンド一面に一日中にぎわっていました。1年生は入学から2カ月余の初めての運動会で、級友とのきずなを深めたと思われまふ。また、6年生には、小学校最後の思い出深い運動会になったものと思われまふ。

6月5日、全国植樹祭が、長野市Mウェーブで、大島衆議院議長、阿部長野県知事等、全国6,000人が参加される中で、天皇、皇后両陛下による、長野県ゆかりのヒノキやシナノキなどの苗木のお手植えや、52年前に、昭和天皇がお手まきされて育ったカラマツからとった種を、お手まきされました。式典では、全国緑化功労者の表彰があり、サプライズで唯一のアトラクションとして、陛下の御前において、当町の志賀高原で森林再生に取り組む、歌舞伎俳優市川海老蔵さんが、弁慶役で迫力ある勸進帳の延年の舞を披露されました。サプライズとして固く口を閉ざされていたことから、お囃子と鼓の音の中登場され、ほとんどの方がびっくりされるとともに、短い舞ではありましたが、演技に見とれたものでした。

私も、阿部知事の意向を踏まえ、三度上京し、海老蔵さんの出演交渉に当たり、懇願し、実現できたことや、山ノ内町志賀高原でのABMORIが、NHKのライブ放映を初め、テレビ、

新聞等のニュースで大々的に報道され、今までにないPRになったことに大満足している1人でございます。終了後、会場内でスリートップの亀井社長、海老蔵さんから、町長、下旬にまたお世話になりますなど、直接声をかけていただき、御礼と再会を約束したところでございます。

このほか、式典の前後に4地区からの郷土芸能や、子供たちによるアトラクション、また、県内4会場での植樹も行われ、改めて森林の大切さ、森林を育てる心、緑が育む文化が発信できたものと思われまます。

昨年12月、中野市長、小布施町長を町内に招き、情報交換の中で、3市町で広域宣伝をと提案し、ご了承いただき、小布施若者会議のメンバーに委託した、スノーモンキーをキーワードにした360度動画によるバーチャルリアリティーができ上がり、6月10日、3首長、観光、移住・定住担当者を交え、試写会が開催され、6月13日、東京の銀座NAGANOで、経済産業省、文化庁、国内外のマスコミの皆さんや外国人プレスを対象に、PR試写会を開催したところ、約30名の方がご出席いただき、私は、スノーモンキータウンメイヤーとして、3首長を代表し、当日のプレゼンテーションと、トークセッションでは、観光地に市町村境はないことから、キーワードにスノーモンキーとして、花、スローフード、まつりなどを取り入れた編集であり、私のほうから、3市町の観光や農業のPRもさせていただきました。

最新鋭と言われるバーチャルリアリティーを3市町合同で、国の加速化交付金の活用、観光や農業、移住・定住にも視点を置いたことから、参加された経済産業省、文化庁、地域活性化センター、国内外のマスコミ、企業の方から大変注目、称賛をいただきました。

7月22日には、マスコミ、ユーザーの反応を検証し、春夏秋冬のシリーズ化、ゴグルだけでなくパソコンを使ってのスクリーン化、ユーチューブ、フェイスブックでの配信、町内外での公共施設等での活用などにより、観光誘客、移住・定住促進に努めてまいります。当日は、政府観光局JNTOの松山理事長、日本観光振興協会、久保田副理事長、JTB、加藤観光戦略部長、さらにはふるさと回帰センター、高橋代表理事等にも面談し、内容等を説明してまいったところでございます。

先日、6月9日、地獄谷野猿公苑の株主総会が開催され、その資料の中でも明らかなように、入苑者は昨年、約24万6,000人、うち、国内16万4,000人、外国の方8万2,000人の入苑者となるとともに、売り上げも1億1,590万円と、両方とも過去最高を記録したスノーモンキー人気を、引き続き維持、高揚に努めてまいりたいと思っています。

一方、トリップアドバイザーによる、エクセレンス認証施設として、5年連続の受賞で殿堂入り、同じく2015年、外国人の人気観光スポットでも第6位に選ばれました。会社としても、ことし1月に旧ベゴニアガーデン跡地の駐車場に、新たなトイレを増設するとともに、ことしの降雪前には、野猿公苑の管理棟とトイレの全面改装、上林までのパイプライン敷設による、町公共下水道への接続工事を行うことも決定しました。これで、上林地区の悪臭や、苑内外のトイレ整備、展示物の充実、さらには案内看板の整備なども行い、来苑者の安全、ホスピタリ

ティーの向上になるものと思われます。

さらには、長電バスから、上林スノーパーク入り口バス停を、トイレ、荷物預かり所を備えた大型待合所の建設の方向を、事前協議を受けたところでございます。何とか実現できるように、町としても相談、支援をしてまいりたいと思っております。

志賀高原、北志賀高原では、特産のタケノコ狩りのシーズンであり、遭難事故も発生していることから、関係者に入山での安全指導と心得を十分してもらい、楽しいタケノコ狩りとなるようお願いしているところでございます。一方、町公社では、メジャー商品となりつつあるサバタケを、ことしも採取者等のご協力のもと、生産・販売に努めてまいります。議員各位にも積極的に購入とPRをお願いいたします。

ことしも6月26日、信州・志賀高原から始まる、市川海老蔵いのちを守る森づくり、第3回ABMORIが、市川海老蔵さんのご家族や阿部知事等のご参加で、志賀高原熊の湯地区、旧笠岳スキー場で、1,000名余の皆さんで1万本の植樹を予定しています。“後世に残そう森・水・いのち～志賀高原から世界へ、未来へ～”の趣旨にご賛同いただき、議員各位や町民の多くの皆さんにもご参加いただき、市川海老蔵さんと同じフィールドで植樹をいただけるよう、重ねてお願い申し上げます。

各地区の土木懇談、行政懇談が始まっており、地元議員として各地区とのパイプ役、推進役としてご協力賜りますようお願い申し上げます。私も1年に1回の地元の皆さんとの懇談であり、地区の要望を聞くいい機会だと思っており、例年どおり積極的に出席し、お聞きし、対応してまいりたいと思っております。

7月10日には、日本の方向を定める大切な参議院議員選挙の投票日であり、また、初めて18歳までの年齢引き下げもあり、町選挙管理委員会と協力し、投票率向上に努めてまいりたいと思っております。

阿部知事が、2020年に東京オリンピックには外国人観光客4,000万人構想の1つとして、あすの日本を支える観光ビジョン、「世界が訪れたい日本へ」の概要が発表されました。観光先進国として、3つの視点、10の改革の1つとして、赤坂や京都の迎賓館の一般開放、国立公園のナショナルミニパーク化、各地の景観計画の策定推進、観光拠点の整備やわかりやすい多言語解説事業などによる、観光資源の魅力をきわめ、地方創生の礎にするとして、また、古い規制を見直し、世界水準のDMOの形成、観光地の再生による観光まちづくりを目指すことから、当町としても上信越国立公園、志賀高原を核として、草津町、万座、軽井沢などを含めたプロジェクトを検討し、中島副知事、県環境部長、軽井沢町長、和合会理事長らと連絡を密にすべく、既にお会いし、趣旨の説明と協力を要請するとともに、国立公園満喫プロジェクト有識者会議メンバーにも、6月13日、東京で面談し、説明と協力を求めたところでございます。

今後、県の指導もいただき、国立公園の利用と保護に視点を置いた、ユニバーサルデザインを策定し、ナショナルパークとしてのブランド化を図り、さらなる観光振興に努めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、梅雨から盛夏を迎え、冬のトップシーズンに次ぐ実りの季節を迎えます。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会

議長（小淵茂昭君） これにて、平成28年第2回山ノ内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 3時06分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員